

富士市の水環境を守ります

富士市生活排水処理長期計画を策定しました

下水道マスコット
キャラクター
スイスイくん



浄化槽マスコット
キャラクター
サップくん



市は、「良好な水循環を目指すまち」として、快適な生活環境を将来にわたり引き継ぐため、公共下水道を中心とした生活排水処理対策を行ってきました。しかし、下水道の整備だけでは、まだまだ相当の年月と多くの費用がかかります。

そこで、生活排水処理のスピードアップを図り、なるべく早く、富士市全域の生活排水処理対策を完了させるため、「富士市生活排水処理長期計画」を策定しました。

東部浄化センター



生活排水処理の現状

■公共下水道

市の下水道事業は、昭和33年9月から着手し、現在6555ヘクタールを計画区域とする下水道整備を進めています。

下水道区域は、東部処理区（3641ヘクタール）、西部処理区（2914ヘクタール）に区分され、それぞれ東部浄化センター、西部浄化センターで処理されています。



西部浄化センター

■合併処理浄化槽

下水道区域以外では、市は河川などの水質保全を図るため、し尿と、ふろや台所などから出る生活雑排水を処理する合併処理浄化槽の設置を推進しています。

合併処理浄化槽は、5958基設置されています（平成20年度末現在）。



合併処理浄化槽
写真提供：大栄産業(株)

■下水処理施設

旧富士川町地域の富士松野団地と中野台団地からの生活雑排水は、平成16年9月に設置された「中野台下水処理施設」（中野台クリーンセンター）で処理しています。



中野台下水処理施設
(中野台クリーンセンター)



生活排水処理の整備状況

富士市汚水処理人口（平成20年度末）

汚水処理方法	人口	割合(%)
公共下水道	17万8,445人	68.2%
合併処理浄化槽	2万4,595人	9.4%
下水処理施設	2,394人	0.9%
合計	20万5,434人	78.5%



生活排水処理の課題



上記の生活排水処理では、次のような課題があります。

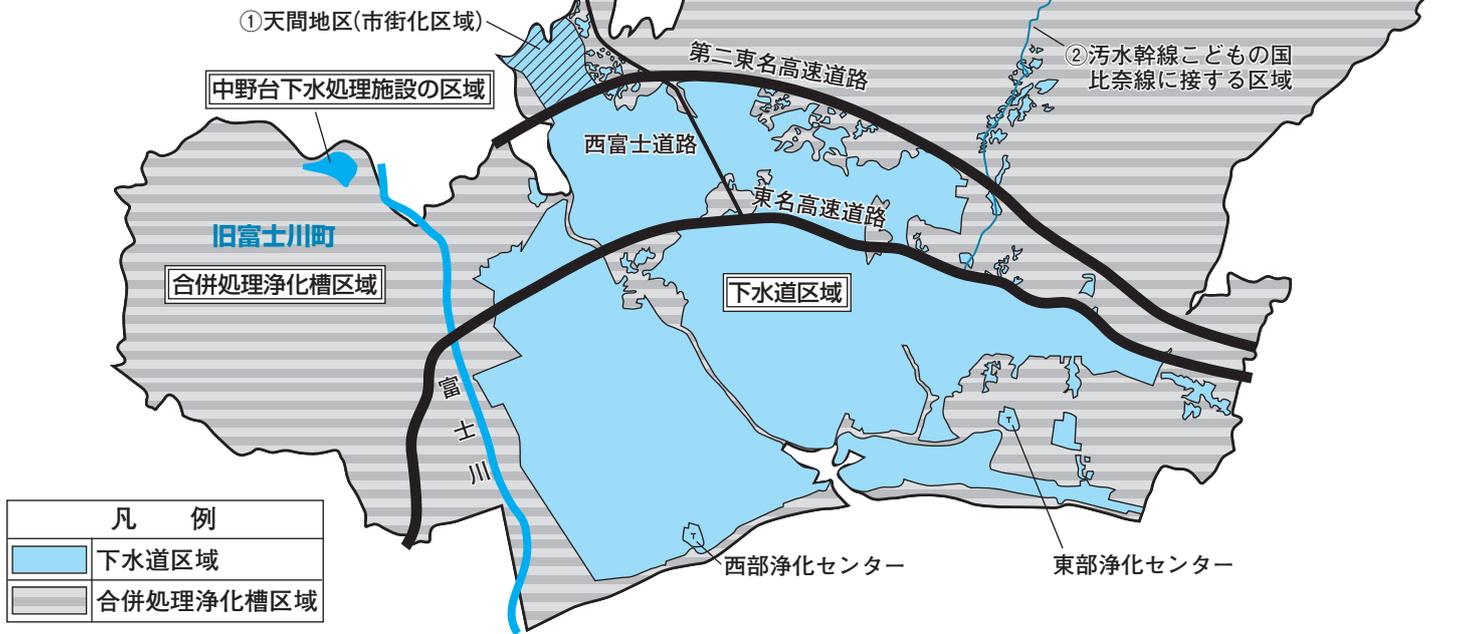
- 下水道全体計画区域が広く、すべての整備が終わるまでには長い期間が必要
- 下水道整備が、市の中心部から郊外に移るに従い、整備効率が低下している
- 合併処理浄化槽は、設置費の個人負担が大きく、単独処理浄化槽からの切りかえがなかなか進まない
- 合併処理浄化槽の維持管理は、所有者にゆだねられ、適切な維持管理が徹底されていない（法定検査受検率が低い）
- 市民から早期の生活排水処理対策の実施が求められている



下水道区域及び合併処理浄化槽区域区分図

★ポイント★

- ・第二東名高速道路を境に、南は下水道区域、北は合併処理浄化槽区域とします
- ・上記区域割りを基本に①天間地区、②汚水幹線こどもの国比奈線に接する区域、及び下水道区域に接する家屋は、下水道区域に追加します
- ・旧富士川町区域は、中野台・富士松野団地を中野台下水処理施設区域、それ以外を合併処理浄化槽区域とします



富士市生活排水処理長期計画

市は、これらの課題を踏まえ、下水道区域と合併処理浄化槽区域の再検討や、合併処理浄化槽の設置促進策などをまとめました。今後も、生活排水処理を「早く、安く、効率的」に進めていきます。

生活排水処理の基本方針

- ◆計画期間◆
平成22年度～平成41年度【20年間】
- 計画目標年次（平成41年度）までに、下水道の整備と合併処理浄化槽の設置・切りかえをおおむね完了
- 早期の水質の改善を目的に、下水道区域と合併処理浄化槽区域を再検討（上図参照）
- 早期の生活排水処理を行うための制度整備
- 適正な維持管理を行うための制度整備
- 市民にわかりやすい生活排水処理事業を実施



下水道マスコット
スuisuikunからのお願い

下水道の接続をお願いします！

下水道は、工事終了後、皆さんが接続しなければ、その役割を果たすことができません。

下水道区域にお住まいの皆さんは、私たちのまちの生活環境を安全で快適なものにするために、下水道が使えるようになったら、早目に接続しましょう。

浄化槽の転換にご協力を！



浄化槽マスコット
Suisuikunからのお願い

浄化槽は、トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽と、トイレや台所、ふろなどの生活雑排水すべてを処理する合併処理浄化槽があります。

単独処理浄化槽のままでは、川や海はきれいになりません。4月から市は新しい補助制度を開始しますので、合併処理浄化槽区域にお住まいの皆さんは、浄化槽の転換にご協力をお願いします。

新補助制度をご利用ください！

- ①合併処理浄化槽設置費補助制度
専用住宅に浄化槽を設置する場合、現在の設置費の補助額に市が上乗せ補助を行います
※浄化槽の大きさや対象地域によって補助金額が異なりますので、詳しくは下水道総務課までお問い合わせください。
- ②合併処理浄化槽維持管理費補助制度
清掃、保守点検、法定検査が適正に行われている浄化槽に補助を行います

問い合わせ

下水道総務課

TEL (055) 2802-53
FAX (053) 2090-20